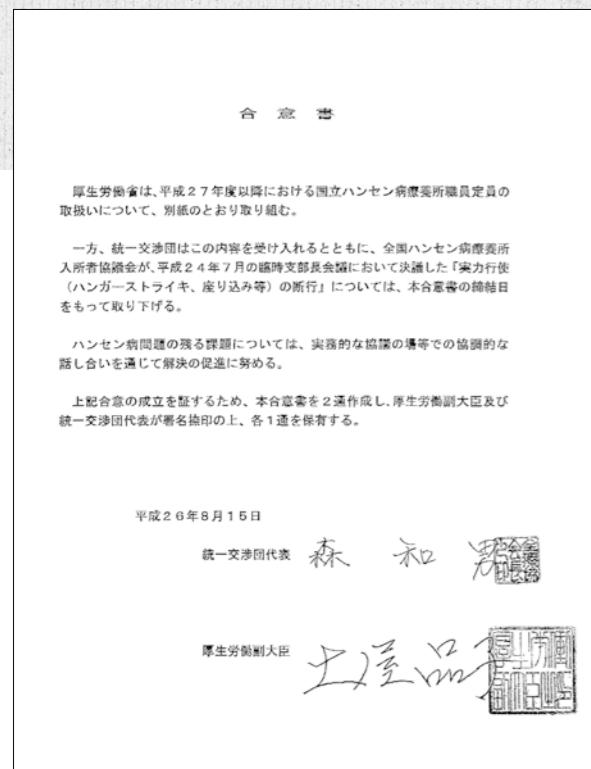


「想い」に応えるために

——統一交渉団と厚生労働省で

「想い」に応えるために

——統一交渉団と厚生労働省で



合意書

厚生労働省は、平成27年度以降における国立ハンセン病療養所職員定員の取扱いについて、別紙のとおり取り組む。

一方、統一交渉団はこの内容を受け入れるとともに、全国ハンセン病療養所入所者協議会が、平成24年7月の臨時支部長会議において決議した「実力行使（ハンガーストライキ、座り込み等）の実行」については、本合意書の締結日をもって取り下げる。

ハンセン病問題の残る課題については、実務的な協議の場等での協調的な話し合いを通じて解決の促進に努める。

上記合意の成立を証するため、本合意書を2通作成し、厚生労働大臣及び統一交渉団代表が署名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年8月15日

統一交渉団代表

森 和也

厚生労働大臣

上原 雄二

厚労省との合意書

厚労省の方々一人

小

さな幸福を感じるためには、多くの園の方々の協力と配慮を必要とする療養所の現状を、先の「米寿のお祝い」で経験した私

は、全療協が命がけで定員削減を阻止し、介護職員数の増加を求めた意味と重要性をいまさらながらに実感しました。それと

ともに、その「数」を「質」に転化させ、在園の方々一人一人

さな幸福を感じるためには、多くの園の方々の協力と配慮を必要とする療養所の現状を、先の「米寿のお祝い」で経験した私は、全療協が命がけで定員削減を阻止し、介護職員数の増加を求めた意味と重要性をいまさらながらに実感しました。それとともに、その「数」を「質」に転化させ、在園の方々一人一人

(3) 2019年度以降は定員の絶対数を減少させるが、入所者一人当たりの定員数1・5人の水準を下回らないよう維持する

と約束しました。

統一交渉団はこの厚労省の定員計画を受け入れるとともに、全療協の「実力行使（ハンガーストライキ、座り込み等）の断行」決議を取り下げるなどを約束したのが、8月15日の合意です。

これは政府の定員合理化計画から療養所を実質的に除外したもので、故神美知宏全療協会長、故伊藤雄二全原協会長を先頭に、自らの命を賭すこともいとわない闘いを続けてきた入所者の皆さんのが切実な想いがようやく結実したといえます。

そのためには、入所者一人一人の「願い」「想い」に即した医療・看護・介護を実現するチーム体制（エンド・オブ・ライフ・ケア）の構築や、在園の方々の尊厳や思いを守るために調査・提言機関（人権擁護委員会等）の設置を実現することが、これから的重要課題です。また、療養所で働く医師・看護師・介護員にとって魅力のある職場となり、そして多くの人々が交流し、人権を学ぶことができる場としての療養所を目指す将来構想の実現も不可欠です。

去る11月19日、ハンセン病問題解決促進法の一部改正（退所者遺族支援制度）に伴い、参議院厚生労働委員会は「職員の確保に最大限努力すること」との附帯決議を行いました。

私たちも、在園者の「尊厳」のために、質・量ともに備えた療養所体制の充実に向け、さらなる一步を踏み出していかなければならぬのだと思います。

この10月、長島愛生園（岡山県瀬戸内市）で宇佐美治さん、金泰九さん（キンテク）、加藤由男さんの米寿を祝う会がおこなわれました。3人とも西日本訴訟・瀬戸内訴訟（ともに、ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟）原告団の中心を担ってきた方たちです。親交の厚い知人と弁護団の有志10数名ほどの、ささやかな小宴でしたが、中尾伸治自治会長、日野夫妻、溝潤さんも参加され、食事とお酒を囲んで、時には山陽放送の宮崎さんが特別に編集してくれた映像や裁判の苦労話で盛り上がり、久々にまつたりとした楽しい時間を過ごしました。

また、今回は、園から集会室をお借りし、介護職員の皆さんに会場設営や送迎と全面的な協力をいただきました。それぞれの居室で、お手製の料理に舌鼓をうち、「今日は特別だよ」と言つて出してくれた酒を酌み交わし談笑していた裁判の頃とは随分勝手が違ったのも事実です。この日の準備のために、日野夫妻は、園や職員さんたちにお願いと挨拶に回られたそうで、ささやかな小宴を設けるにも、多くの職員さん達のご協力やご理解を必要とする療養所の状況に、やや戸惑いを覚えたのも事実でした。

さて、2014年8月15日、統一交渉団（代表 森和男全療協会長）と厚生労働省（代表 土屋晶子厚労副大臣）との間で、国立ハンセン病療養所職員定員に関する画期的な合意が交わされました。

まず、国の2015年度から2019年度までの公務員定員合理化計画（2014年7月25日閣議決定）の中について、内閣人事局長は厚労省に対し、国立ハンセン病療養所に関しては、その歴史的経緯やハンセン病問題解決促進法の趣旨、更には高齢化に伴う入所者の実情に応じた充実した療養体制の確保の必要性から、合理化目標数を大幅に軽減し、また2019年度以降も入所者一人当たりの定員の水準を維持するとの通知を出した。

この内閣人事局長通知を受けた厚労省は、

- ① 2015年度から2019年度の合理化目標数を2010年度から2014年度までの合理化数（△259人）の2分の1を下回る数（△129人）に軽減する
- ② 2015年度から2018年度までの定員を対前年度+1人ずつとし、2018年度までに入所者1人当たりの介護員・看護師数を1・5倍程度拡充する

ハンセン病療養所の将来を見据えて

—国立ハンセン病療養所における「エンド・オブ・ライフ・ケア」チーム
および人権擁護委員会の設置について—

全国のハンセン病療養所では入所者の高齢化が進む中、生活を支えるあらたな仕組みを整えることが急務となっています。今号から3回にわたって、邑久光明園副園長 青木美憲さんに、今後、療養所で必要だと考えられる取り組みについて解説していただきます。

はじめに

わが国の国立ハンセン病療養所入所者は高齢化により減少の一途を辿る一方である。私の属する邑久光明園では今後10年間で入所者数は2割に減少すると予測されおり、長い歴史のある療養所がまさに激変の時期を迎えていると言つても過言ではないだろう。その中で今起きていることは何か。その一つは入所者の自治能力の著しい低下である。

療養所には、家族と切り離された入所者に対して家族の代理として本人の意思を代弁する「世話人」（療養所によつては「後見人」と呼ばれる）や、入所者の意思を代表し療養所や国へ働きかけを行う「自治会」が古くから存在し、こうした自治活動により入所者の人権が守られ、回復されてきたことは歴史が示すとおりである。しかし、入所者の高齢化、人数の減少が進む中で、自治会制度、世話人制度の維持が次第に困難となりつづある現状を考えると、今後も入所者の人権を守り続けるためにはこれら制度に替わる新たな制度を整えることが不可欠と考えられる。

ハンセン病市民学会での2013年5月から2年間にわたる検討や光明園での取り組みの経験から、入所を取り巻く人権上さまざまな課題、および一般医療機関の動向や知見を踏まえ、最後の時期を迎つてある療養所が入所者の人権が守られる形で運営されるために必要と考えられるしく

たが不可欠と考えられる。特に、家族の代

援し、最後まで納得できる人生を過ごすためのケアを行うチーム体制を整備すること

超高等化が進行する国立ハンセン病療養所においては入所者全員がエンド・オブ・ライフ・ケアの対象と言つてもよい。残された時間有意義で尊厳あるものにするためには、本人らしく生きられる意思決定を

国立療養所邑久光明園副園長

青木美憲

外島保養院の歴史に動かされて

—外島保養院の歴史をのこす会 発足—

かつて大阪には公立のハンセン病療養所「外島保養院」がありました。1907年の「癪予防ニ関スル件」にもとづき、1909年、2府10県（大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、三重、滋賀、岐阜、福井、石川、富山、鳥取）の連合立療養所として、現在の大阪市西淀川区中島二丁目付近に開設されました。しかし、1934年9月21日、近畿一円を襲った室戸台風で施設は壊滅し、196名の方が亡くなっています。その後、大阪をはじめとする2府10県での再建を目指しましたが反対運動で実現せず、岡山県長島の地に「光明園」として移設されました。

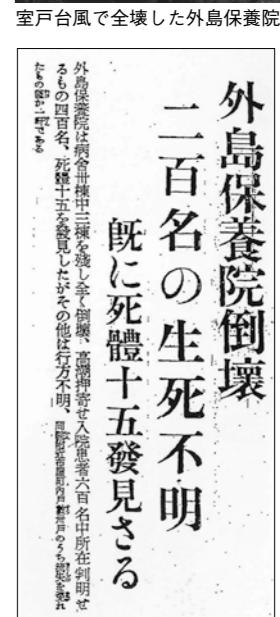
現在は、神崎川沿いの保養院跡地付近に、邑久光明園入所者自治会によって記念碑が建てられ、毎年、室戸台風の犠牲になった方々の法要が行われています。しかし、時の流れとともに、大阪に療養所が存在したこと、また外島保養院に多くの患者の方々が送り込まれてきたことも忘れ去られようとしているのが現状です。

室戸台風から80年を迎えた2014年9月、保養院の歴史とそこに生きた人たちの姿と声を記録と記憶に刻むことを通じて、ハンセン病問題の全面解決と再発防止に資するための取り組みを行おうと「外島保養院の歴史をのこす会」が立ち上がりました。

外島保養院の歴史に思いを馳せるとき、国による強制隔離政策を無批判に受け入れ、ハンセン病を患った方々や家族を自分たちの地域から排除してきた責任を私たち一人ひとりが自覚し、二度と偏見・差別による被害を起こさないでほしいという、呼びかけの声を感じずにはいられません。外島保養院の歴史に学ぶことは、私自身のこれまで、そしてこれから歩みがどこまでも問われることであり、ハンセン病問題解決に取り組む姿勢と、責任の自覚、行動に対して厳しい眼差しが注がれることなのだと思います。

※「外島保養院の歴史をのこす会」では、今後、2府10県の行政に呼びかけ、当時の記録の整理や記憶をのこす取り組みを進めていきます。問合せは、☎06-7506-9424（ハンセン病回復者支援センター）まで。

解放運動推進本部 近藤恵美子



被害の大きさを伝える翌日の新聞
(大阪毎日新聞 1934年9月22日)



外島保養院記念碑
1996年の「らい予防法」廃止を期に
建てられた

世のいのりにこころいれて

(親鸞聖人の言葉「御消息集」真宗聖典 568 頁)

世に満ちている「人間でありたい」「本当に生きたい」という人々のいのりを、ちゃんと聞きながら…

今、「聞き取り」をするということ

「今ならお話しできるかもしれないね」。聞き取り当日の朝、首都を直撃した暴風雨の様子を気にしながら、平野仁枝さんに聞き取りをお願いした時の言葉を噛みしめていた。82歳になられた仁枝さんが言われた「今なら」に、万感の思いが込められた「今」の重さを感じていた。平野さんご夫婦と知り合い、ハンセン懇委員として交流をしながらも、仁枝さんの経験をあえて私からは聞こうとしてこなかった。そんな私にとっては、やっとの「今」であり、今だから「今」だった。

夫の昭さんは、自叙伝も書いておられたし、機会あるごとに積極的に語ってくださった。でもそれも聞いただけで終わっていた、と妻・仁枝さんの聞き取りをすることになって改めて気づかされた。ハンセン病によって余儀なくされた苦難の人生を聞く事は辛いことだ。しかし隔離・差別偏見に苦しめられた自らの体験を語ることは、聞く側の辛さとは比べられないだろう。なのにあえて語ってくださるのは、問題を無関心に放置したり、傍観して平気でいる私や社会の「盲冥」を照らすためだ。また現在の回復者の人生の残された時間を考える時、隔離による苦難を語らずして自分の人生は完結しない、と考えておられる方も少なくないだろう。私たちは皆さんが生きてこられた証しをしていかねばならない。だからこそ聞き取っておかねばならない「今」を迎えていた。

私たち委員が聞き取るということは、苦難の人生を聞いて驚いたり悲しんだりするだけで終わってはいけない。個々の体験から隔離の実態や差別偏見の被害に憤り、怒ることだ。その感情をエネルギーとして私の内にある問題や、時代社会が抱える課題を厳しく問い合わせる時、隔離による苦難を語らずして自分の人生は完結しない、と考えておられる方も少なくないだろう。私たちは皆さんが生きてこられた証しをしていかねばならない。だからこそ聞き取っておかねばならない「今」を迎えていた。

多磨全生園の居室居間で、録画録音を許してもらい2時間半ほどお話ししていただいた。生い立ちから早いご両親の死、駿河療養所への入所、社会復帰そして再入所。ご両親やご実家の苦労、出会い、結婚…。社会での苦労、女性としての辛い経験。内容はやはりとても厳しかったが、穏やかにはっきりと語られた。しかし聞けなかったこともたくさん残った。

終わって、外食しようということで園の外に出た。朝の暴風雨が嘘のように、台風一過の青空と美しい夕焼けが広がっていた。

「ハンセン懇」第3連絡会委員 旭野康裕

菊池事件 再審模擬裁判を受けて

2014年10月19日に菊池恵楓園（熊本合志市）

において、菊池事件再審をする会主催のもと、熊本大学学生有志の協力により再審模擬裁判が執り行われました。今回開かれた模擬裁判は、1962年4月に熊本地裁になされた第3次再審請求が認められ、現代において再審がはじめられたという設定で、被告人であるF氏が生きていると仮定し、裁判員裁判の形式による模擬裁判となりました。

今回の裁判では、凶器や証言に関する正当性と、憲法違反ということが争点となりました。裁判官の判決は、凶器や証言に関する不自然な点から証拠ねつ造の疑いは払拭できないとし、また、すでにハンセン病に対する特効薬ができるまでにかかる期間を考えられるとして憲法14条（法の下の平等）違反にあたるとされ、これらのことから、被告人に無罪の判決が言い渡されました。

今回の裁判はあくまで模擬裁判であるが、人の命の尊さ、平等ということの意味を改めて考えさせられました。再審弁護団の徳田靖之氏は「再審が棄却され続ける中で、模擬ではあるが裁判が開かれたことはとても嬉しい。誤った裁判によつて死刑宣告を受け、奪われた命は取り返すことができない」と話

されました。また、菊池恵楓園入所者自治会の志村康氏は「裁判とは人の命に関わることであり、裁く者も裁かれる者も命の上に平等である。決して命の重さに違いがあつてはいけない」と語られました。

私たちは平等ということを簡単に口にします。今回の裁判でも、裁判官の役をされた方が「法の下の平等」と口にされました。しかし、そもそも人といふのは生まれながらにみな平等なはずです。「天下天下唯我獨尊」とあるように、生まれてきた私といふこの命は、上も下もなくみな一人一人尊い存在である、とお釈迦様は言つておられます。それをハンセン病であるとか、障がい者であるとか、健常者、男女と、同じ人であるのに言葉によつて分け隔てていいくことこそ「御同朋御同行」の心であると私は思います。

ややもすると差別心によつて振り回されていく私たちです。いかに勉強し、学んできても差別する心というのは消えてはくれません。受け売りではありませんが、「どうしたら差別はなくなりますか」と聞かれた方がこのように言わされました。「私の中にも差別心はあります。しかし、差別をなくしたいといふ心の中には差別はないと思います」と。つまり差

別を遠ざけるのではなく、自分も差別してしまう身であると自覚し、つながり続けていくことが願われているのだと思います。

「ハンセン懇」第5連絡会委員 福田了樹

菊池事件の概要

1951年、現在の熊本県菊池市で起つたダイナマイト事件と殺人事件。かつて村役場の衛生係として勤務していた被害者宅でダイナマイトが爆発したことにより菊池恵楓園への入所勧告を受けたF氏の逆恨みによる犯行だとされた。その後、被害者が何者かに殺害され、当然容疑はF氏に向けられた。ハンセン病であるが故の差別・偏見が、公正な裁判をさまざまに立つことなく、死刑判決が言い渡され、1962年9月、死刑が執行された。



劇映画「新・あつい壁」は、ハンセン病患者であることを理由に法の下の平等を踏みにじられた50年以上前の事件を通して、それを許した当時の社会の意識が今日どのように変わったのか、そして何が変わらないのかが描かれています。

各地で上映をすすめください。(☎ 075-371-9247)